

令和4年度 江戸川区立船堀小学校 学校経営方針

江戸川区立船堀小学校長 山下 靖 雄

令和4年度 経営テーマ

共に生きる学校を目指して

はじめに

江戸川区立船堀小学校の教職員は常に『子供たちの成長・学びの充実』に全力を注ぎ、互いを尊重し合う職員組織の一員であることを念頭に置き、自律的行動を心がけましょう。

江戸川区では昨年7月「共に生きるまちを目指す条例」を制定しました。これは条例を制定したこの日に生まれた子どもたちが生きる2100年の未来に向けて、共生社会の実現のために区の果たすべき役割を定めたものです。その前文には以下の記述があります。

『ともに生きる。私たちは、一人ひとりを尊重し、誰もが安心して暮らせるまちを目指します。

人とともに生きる。このまちには、0歳から100歳以上の人まで様々な年齢の人たちが暮らしています。その中には、障害のある人や外国籍の人などいます。一人ひとりの「ちがい」が尊重されることが、まちづくりの源なのだと、私たちは考えます。

社会とともに生きる。このまちでは、一人ひとりの立場や置かれている状況がちがう人々が集い、学び、働き、遊び、活動しています。ともに力を合わせる大切なのだと、私たちは考えます。』

教育は未来への投資と言われます。また学校は社会の縮図ともいわれます。そのような中にあり、学校に課せられた役割そして責任は非常に大きなものがあります。皆さんの行っていることが未来の世界を創っているといっても過言ではありません。この責任の重さに誇りをもち、「共生社会の実現」に向け、一人一人の子供が輝き、共に生きる学校に、そして全ての教職員が互いの違いを尊重し、共に生きる学校を目指していきます。

I 目指す学校像

- 子供が学びを通し、互いにかかわり合いながら思いを伝え合う学校
 - 子供や保護者、地域の思いに寄り添った導きのできる学校
 - 教職員同士が互いの思いを伝え合い、新たな教育の創造ができる学校
- 加えて
- 美しい学校（校内環境、言語環境の整った美しい学校）

II 基本的な考え方

1 子供の真の笑顔を導き出す教育の在り方

どの子にも内在する「成長する力」を引き出し、よりよい方向に導き、伸ばしていくことが教育に携わる者の責務である。子供は自らの力を学びを通して伸ばすときに真の笑顔を見せる。この笑顔を導き出すために、教える者のプロフェッショナルとして個々の子供の姿を見極め啐啄同時の心得の下、適時に適切な指導を行い、教育内容の質的向上を目指す努力を続けたい。

2 互いに切磋琢磨し、協働の姿勢をもつ組織の在り方

我々教職員は、常に教えることの喜びや楽しさを味わう姿勢をもちたい。そのためには個々の力量を高めることを怠らず、互いに切磋琢磨し、高め合う組織でありたい。そして、教育目標達成に向け社会の要請、保護者の要望等を鋭敏に受け止めながら創造的な教育活動を作り出す協働体でありたい。

3 保護者・地域の信頼を受ける教育活動の在り方

保護者や地域の方々には、共に子供の成長を願うという立場から、学校としての説明責任を果

たすとともに、教育活動に理解・協力・支援をいただきながら常に信頼される学校づくりに努めたい。また様々な教育活動を通して、具体的な成果を上げ、その信頼をより確かなものにしていきたい。

4 校内環境、言語環境を美しく整える

美しい環境には美しい心が育つ。温かく美しい言語環境の中ではぐくまれば、温かく、美しい心をもった子供たちが育つ。日常的に校内環境、教室環境、言語環境を整え、子供たちの心を育てていきたい。

Ⅲ 学校の教育目標

人権尊重の精神を基盤として、伝統を継承し、新しい文化を創造していく知・徳・体の調和のとれた、心豊かで自発的に実践する子供の育成を目指す。

○よく考え すすんで学ぶ子 ○思いやりのある 心豊かな子

○さいごまでやりぬく子 ○たくましく じょうぶな子

これらの学校教育目標の実現に向け、きめ細やかな教育を徹底し、常に計画（PLAN）、実践（DO）、評価（CHECK）、改善（ACTION）を本校のよき伝統・校風として発展させ、保護者、地域・社会の教育力とともに育てる教育活動を充実する。そして子供、教職員が共に活きる船堀小学校を目指す。

Ⅳ 具体的方策 区重点施策と関連させて

1 確かな学力の向上 区重点事業1

数値に見える学力は学力の概念が示す具体の一部であり、目標設定としては重要であるが、これだけをもって学力と定義とはしない。目指したい学力の向上は各種学力調査での数値的向上と主体的に学びを進める力の向上である。そのためには補足的な指導に加え、日常の授業改善が必須である。児童が自ら学びたいという意識をもてる学習指導を行わなければ目標達成は困難である。各学年で試行錯誤を重ねながら、児童の主体的、協働的に学習に取り組む態度が育成されるよう授業改善を図っていききたい。また、全ての子供が「わかる」ことで主体的な学びに迎えるよう学習の個性化及び指導の個別化を図る。

取組指標	①授業改善 （主体的、協働的に学習に取り組む態度の指導と評価） ②放課後補習事業の活用 ③校内研究授業年8回実施 ④ICT機器の活用充実 ・家庭学習のIT化推進	数値目標	①東京ベーシックドリル診断テストにおける目標値を各学年で設定し、達成を目指す。 ②別途定めた <u>主体的、協働的な学び</u> にかかわるアンケート調査年2回の数値向上 ③ICT機器（タブレット端末）の活用率向上（教員指導調査実施）
------	---	------	---

（1）意図的・計画的な教育活動の実践

・学習指導の充実には意図的・計画的・継続的・組織的且つ緻密な指導が必要である。日々の教育活動はPDCAサイクルにより進行管理を繰り返し、その内容を充実させ高めていくものである。そのためには週案の作成は不可欠である。週案簿は指導週の月曜日に提出し、指導・点検を受ける。また、学年会は週案簿をもとに運営する。さらに、週案簿には必ず、一週間の指導状況を振り返り、自身の指導についての成果や課題を記述し、次週以降の指導計画に生かすと同時に指導者としての思いを記載するものとする。週案簿には以下の内容を記載する。

④ 単元名または題材名 ②指導のねらい（評価規準）③必要に応じた学習活動・内容

④安全指導 ⑤予定時数と実施時数 ⑥指導記録

また、算数少人数指導は都指導法工夫改善の申請内容に基づき、行われる必要がある。したがって、週案簿にも少人数指導で行ったことが記録できるよう、マーカーで囲むなどの表記を行う。

（２）主体的な学びをつくる学習指導の充実

・「分かる」「できる」という喜び、発見の感動、課題をねばり強くやり抜くことで味わう達成感・充実感は学習意欲や向上心を育てる。そのために、課題解決的な学習、思考力を高める学習活動、体験的な学習を指導計画に位置付ける。授業改善の視点として、「主体的に学習に取り組む態度」の指導と評価の一体化を図る。ここでいう「評価」とは評定のための評価ではない。学習過程における形成的評価であり、「一人一人の子供が自らの課題解決に向け主体的に取り組む態度の現れを評価し、授業改善を図るものである。これは育てたい資質・能力を確実に身に付けることを意識し、バランスの取れた学習指導が求められる。不断の教材研究に加え、児童の実態、学びの実態に応じた指導方法を実践していかなば実現できないものである。全学年、全学級、全教科でこのことを意識的に行っていく。また、学校にしかできない学び方は友達との関わりである。少人数集団やICT機器の活用を通し、共働的な学びを推進し、各教科の特性、発達の特性に応じた学び合いを重視した学習を実践できるようし、対話的な学びの実現に努める。この際、思考力・判断力・表現力等を一層育み、主体的に学習に取り組む態度を育てるために校内研究と関連させ全教科での授業改善を実施する。

加えて、地域公共施設、博物館、図書館、伝統文化、地域学習材等「地域を学びの場とする授業」を新型コロナウイルス感染症に配慮しつつ、各学年の学習内容・実態に応じて行う。

（３）基礎・基本の徹底と補足的な学習の充実

算数の基礎・基本的な内容を東京ベーシックドリルに示された内容ととらえ、その定着率向上を目指した、授業改善に加え放課後補習教室を活用する。東京ベーシックドリルについては各学期1回の診断テストを実施し、1回目の結果を分析し、各学年で達成目標を設定する。（例1：正答率50%未満の児童数を5%以内に減少させる。例2：平均正答率90%を目指す 等）また算数以外の教科についても家庭学習等で積極的に「東京ベーシックドリル」や「eライブラリアドバンス」を活用し（週1回の朝学習の活用）、基礎的・基本的な学習内容の定着を図る。今年度から区の施策に応じて、「eライブラリアドバンス江戸川っ子 study Week!」を各学期1回設定する。なお、補習的な学習時間の実施にあたっては、全学年ともにベーシックドリル診断テストで誤答が多かった問題の類似問題を作成（学力向上委員会・各学年）し、繰り返し取り組ませるなどの工夫を共通の手立てとして実施する。

外部委託業者による放課後補修教室（2～6年生週1時間）については学力調査（都・国・学校）の四分位におけるC層児童の参加を促す。また、D層児童についてはより細やかな個別指導を要するケースが多いことから、担任や学年で適切な指導も行っていくこととする。

（４）校内研究の充実

・校内研究の充実は学校の教育力向上には必須のものであり、学校教育力の生命線である。昨年度までの研究の成果を生かし、組織的な研究を進める。研究内容の成果については日常の授業に積極的に取り入れ、授業改善を進める。研究の先進性ととも、汎用性にも目を向け目の前の子供たちを伸ばす、校内研究を心がける。校内研究は研究授業を年間8回実施する。また、研究授業に向けての事前、事後の授業を各分科会で協力して行い、共働的な課題解決を目指す。

（５）ICTを活用した授業の推進

・GIGAスクール構想の実現により配布になった児童一人一人のタブレット端末を授業の中で有

効活用していく。単にインターネットを介しての調べ学習のツールとするだけでなく、授業における情報の提示や共有、児童相互の意見交流の有効なツールとしても活用を図る。また、体育学習においても動き（運動の状況）を記録し、課題解決や協働的な学びのツールとして活用する。体育学習においては単に動きを比較するにとどまらず、自己評価のツールとして活用する。また、今後SDG'sの観点から大幅に紙資源の使用を減量させる必要がある。そこで、学級、学年、学校から発信する各種紙ベースの手紙類をできる限り廃止し、電子データでの配信を試みる。具体的な方策は主幹会、企画委員会で1学期中に具体的提案をまとめる。

（6）教科担任制の試行

- ・江戸川区教育委員会が示す、教科担任制の導入を試行する。具体的には高学年での担任間の授業交換とし、一部の教科、単元で実施する。各教科の専門性を発揮するためにも教科担任制のよさを活かした効率的な教材研究を行い、学力向上の一助とする。

2 体力の向上 区重点事業2

体力の維持増進は豊かで健康な生活を日常的に営む上で不可欠な要素である。また、運動遊びの日常化は体力向上にとっては不可欠な要件である。体力テストの結果数値向上にのみ目を向けると本末転倒な指導になりかねない。体力向上にはトレーニング的な手法を用いるのではなく、あくまでも子供がもつ内在的な運動に対する関心を高め、運動を日常的かつ継続的に行っていける環境づくりを本校では全校的に進めていきたい。そのために以下のことを実践する。

取組指標	① 年間35回以上の中休みを活用した運動遊びの時間の設定。 ② 学習指導要領に則った、体育科授業改善・実践	数値目標	①「運動遊び」や「体育」に関わる設問を体力向上委員会が提案し、その数値の向上を目指す。 ③体力合計点の全国平均以上を全学年で達成する。
-------------	--	-------------	--

（1）中休みを活用した全校運動遊び

- ・いつでも簡単にできる運動遊びを学級単位等で中休みの時間を活用して行う。（都小体研実践資料参照）
 - ・教師はプレイリーダーとして運動遊びにかかわる。また、子供たちの中にもプレイリーダーを育成し、子供が主役の運動遊びを推進する。
 - ・年間35回以上の機会を設定し、数多くの運動遊びを経験させる。
 - ・計画を随時見直し、PDCAサイクルに則った計画改善を行う。
- ※これらの成果については別途定める児童意識調査アンケート項目によって意識調査実施、分析し、検証を行う。

（2）体育的活動の実践週間設定

- ・なわとび、持久走などの継続実施に効果的な価値がある運動内容を取り上げ、〇〇週間として全校的に実施する。

（3）休み時間の学級遊びの推進

- ・休み時間に多くの子供たちが運動遊びに積極的にかかわれるよう各学級で工夫を行う。授業準備等に支障がない範囲で教員も積極的に子供たちと遊ぶ機会をもつことを努力目標とする。

（４）体育授業の改善

- ・体育科の授業には教科書がない。担任の体育指導がスタンダードとなってしまう。そこで、体育科の学習改善を図るために参考として文部科学省作成の各種出版資料や東京都小学校体育研究会各領域部会、江戸川区体育部作成の資料を活用し、各運動領域及び保健領域の特性に応じた指導を行うこと。その中で、運動することの楽しさを十分に味わえる体育学習を展開する。体育は鍛錬ではなく学習である。また、技能の習得のみに目を奪われ、３つの資質・能力のバランスが取れた学力の定着に向けた学習活動がおろそかにならないように留意する。

（５）実技研修会の実施

- ・為して学ぶことにより、児童への指導のポイントが明確になる教科特性がある。必要に応じて年間２～３回の実技研修会を実施する。

３ 読書科の更なる充実

区重点事業３

読書科は江戸川区独自の教科であり、以下の目標が定められている。

読書における見方・考え方を働かせ、読書を通じた探究的な学習を通して、生涯にわたって主体的に学び続けていくための資質・能力を次のとおり育成することを目指す。

〈読書科における見方・考え方…読書を通じて、人や社会、自然に関わる様々な事象を多様な観点から捉え、自己の考え方や生き方、実社会、実生活と関連付けること〉

- （１）読書から生きて働く知識を習得するとともに、資料の収集の仕方、記録の取り方を身に付けることができるようにする。（知識及び技能）
- （２）問題を発見し、読書を通して集めた情報を整理・分析して解決するとともに、自らの考えをまとめ・表現することができるようにする。（思考力、判断力、表現力等）
- （３）読書及び読書を通じた探究的な学習のよさを認識し、主体的に取り組むとともに、社会の中で積極的に学び続けていこうとする態度を養う。（学びに向かう力、人間性等）

これらの目標を達成するために以下の具体的な取組を行う。

取組指標	数値目標
①朝読書の時間（15 分間）1 単位時間（45 分間）による年間 35 時間の授業実施 ②読書科，図書館活用に関わる研修会 年 2 回の実施 ③読書科ノートを活用した授業実践と授業公開	①「課題を立てて、情報を集め、発表する学習を行ったか」の数値向上（4 月—1 2 月） ②「自分の考えを発表するのが得意」と回答する児童の数値向上（4 月—1 2 月）

（１）朝読書の時間活用

- ・朝読書の時間（15 分間）は単なる読書の時間ではなく、探究的な学習へのアプローチ若しくは解決のための調べ学習時間として活用すること。この時間は単に児童に本を読む時間として預けてはならない。意図的・計画的な指導による本を使った探究的な学習の時間の一部となるように工夫すること。従って、朝読書の時間は必ず担任教員は各教室で、読書科に関わる指導に専念しなくてはならない。

（２）学校図書館の積極的な活用

- ・今年度より、本校学校図書館は放課後の時間を活用し、地域開放されるサテライト利用が開始される。また、地域公立図書館の司書が巡回指導を行う事業が新規展開される。この状況を活か

し、現行の学校図書館を更に活用しやすいものとしていく。また団体貸出等の制度を利用し、読書科の工夫・改善を図る。加えて、読書科、総合的な学習の時間の年間指導計画を基にどの学年・学級でも効率よく学校図書館が活用できるようにする。また、既存の図書資料等を十分に活用した探究的な学習が進められるよう配慮すること。

（３）読書科ノートの活用・発表の機会設定

- ・区教育委員会より配布される『読書科ノート』を十分に活用し、読書科の学習が探究的な学習になるよう指導の工夫を行う。また、調べ学習が終末を迎えた段階で、1単位時間の読書科の時間等を活用した『学習発表会等』の機会設定を学年の発達段階に応じた方法で設定する。また年間4回の学校公開のいずれかで読書科の授業公開を行う。

（４）評価

- ・読書科は教科であり、指導と評価が必須である。しかしながら評定のための評価に陥らないように十分に配慮したい。なお、その教科特性から数値等による評定は行わず、記述による表記を「あゆみ」の中で行う。

4 共生社会の実現に向けた教育の推進

区重点事業4

江戸川区の「共に生きるまちを目指す条例」にあるように多様な価値観や立場を尊重し、理解し合える子供を学校としても育成していく必要がある。また、このことは今年度の経営テーマにも大きく関わる。「ちがいを認め、支え合う社会を担う

取組指標	①年間定期開催の校内特別支援委員会実施（月1回） ②SC、心理士等専門家の活用と定期的情報交換	数値目標	①校内調査 巡回指導学級児童の満足度測定 ②校内調査 多様な価値観理解に関する児童意識調査数値の結果向上
------	--	------	---

（１）個に応じた指導の充実

- ・支援が必要とされる児童の理解を担当、学年はもとより、特別支援教育コーディネーターを中心として、全校教職員が理解を進め、適切な指導や支援を充実させる。そのために、特別支援教育コーディネーターは巡回指導教員、SC、巡回臨床心理士、特別支援専門員等との情報共有を計画的に進め、月一回の特別支援委員会を窓口に関内に適切にフィードバックをさせていく。また、全教職員のニーズに応じた特別支援教育研修会を開催する。

（２）エンカレッジルームの運用

- ・不登校傾向児童の対応や学級では落ち着かない児童の一時指導場所としての活用を想定する。そのために、常時指導担当者を定め全校体制で対象児の指導にあたる。エンカレッジルームで一定時間学習や活動を行った場合は指導記録（特別新教育担当で作成）を確実に残し、担任への引き継ぎを確実に行う。また、特別支援校内委員会への報告を担当である支援教育コーディネーターが行い、問題解決への情報共有を密に行う。

（３）ユニバーサルデザインの実現

- ・特別支援を必要とする児童の学習環境に配慮し、原則として教室前面の壁面は簡素な掲示を心がける。さらに、児童の実態に応じて絵図を活用した指導など具体的な対応策を必ず各自が認識し

た指導を心がける。

（４）インクルーシブ教育の推進

- ・通常学級と特別支援学級の児童の相互理解を深めるよう、各学年の発達の状況に応じた交流教育活動を工夫し、校内における共生社会の理解を進める。また、特別支援学校との副籍交流を定期的に実施する。

（５）なかよし班活動

- ・異学年交流「なかよし班活動」では異学年で遊んだり、活動したりする教育活動を積極的に推進する。各種学校行事の中でも「なかよし班活動」の活用を試みた工夫を行い、望ましい人間関係や社会性を育成し、思いやりをはぐくみ、自己肯定感を高める。

5 生活指導・健全育成の充実

区重点事業6

他者への思いやりと人との豊かなかかわり、協調性をはぐくむ心の教育の充実、集団における望ましい人間関係の形成は、学力と相まって大切であり、学校教育の基本的な役割である。全ての児童が安心して過ごすことができる、心のよりどころとなる学級・学年をつくる。そのために以下のことを実践する。

視点1 児童理解の充実、いじめ等への対応

取組指標	①Hyper Q-Uテストの実施・分析 ②要支援群児童への個別の対応の充実 ③いじめ校内委員会の開催	数値目標	①いじめ問題解決率100%
------	--	------	---------------

（１）児童の状況を確実につかむ生活指導

- ・児童の動きを観察、記録し、問題については早期対応、ねばり強い指導を心掛け、組織を活用して解決を図る。教職員自らも人権感覚を磨き、人権を損なう行動や考えの発見に努める。（打ち合わせ、情報交換等であっても敬称をつけて児童名を呼名したい。）また、LGBTQに関する理解を深め、具体的な対応が必要な場合は全校で情報を共有する。
- ・いじめの早期発見・解決のため、重点調査を年間2回以上実施する。また、Hyper Q-Uテスト（学級満足度調査）を実施、業者分析に基づき、いじめや不登校、学級経営状況の把握に努め、具体的対応策を適切に実施する。Q-Uテストを受けての対応については自己申告の面接時に管理職とも情報を共有する。
- ・問題行動については随時児童面談を行い、解決後の継続観察、指導を怠らずいじめの連鎖を防ぐ。問題については、その事実、対応、指導、結果について週案に記述する。いじめについてはその状況を学年主任、生活指導主幹、管理職に報告し、必要に応じたいじめ対策委員会開催につなげる。不登校についてもその状況を記録し、校内委員会でのケース会議につなげ、その解決を図るよう努める。また、必要に応じて警察、SSW、子ども家庭支援センター、児童相談所とも連携を取りながら解決を図る。

（２）自尊感情を大切に生活指導

- ・「他者を思いやる心」をはぐくむと同時に「自分を大切にできる心」自尊感情をはぐくむ指導を心掛ける。とりわけ個々の児童が集団に対して貢献できる場面を設定し、「自己有用感」を各教育

活動で育てる。問題行動に対処した改善策を大切にするとともに問題の未然防止を念頭に置いた生活指導を行う。

（３）ＳＯＳの出し方に関する教育の授業推進

- ・自殺の総合対策大綱の趣旨を踏まえ、学校における自殺対策に資する教育として、様々な困難・ストレスの対処方法を身に付けることを目的とした授業を５年生で実施する。実施形態は東京都が配布するDVD教材等を活用して学年もしくは学級単位行うものとする。

（４）道徳学習の充実

- ・道徳の時間の確保を確実にし、指導の充実を図る。指導にあたっては道徳の全体計画、年間指導計画に従った意図的・計画的な授業を行う。特別の教科、道徳についての理解を深め、道徳授業地区公開講座ではその研修成果を示し、全学級授業公開を行う。講座では講師を招聘し、地域及び家庭と一体となった道徳教育の重要性を確認する。さらに各教科における道徳教育についても理解を進め、全教育活動を通して、道徳性をはぐくむ。なお、道徳授業の実施にあたっては一方的に指導者の価値観を押し付けるような授業ではなく、児童自らが考えをもち、友達と意見交流等を行いながら価値観について話し合う学習を行えるようにする。

加えて、文部科学省、東京都教育委員会から発出された指導資料、副読本資料等を適切に活用し、授業の改善を図る。評価については今後研修を深め、はぐくむべき力や態度を明確にする。その上で評価基準にしたがった記述による評価を行う。

視点２ 不登校問題の改善

取組指標	①不登校対策委員会の定期的な開催	数値目標	①新たな不登校状況を作り出さない、もしくは状況の客観的改善
------	------------------	------	-------------------------------

（１）新たな不登校を出さない取組

- ・不登校傾向にある児童の支援体制を整える。校長、副校長、生活指導主幹、養護教諭、学級・学年担任、スクールカウンセラー、関係諸機関（教育相談室、民生児童委員等）を交えた不登校対策校内委員会を組織して対応方法の検討、改善を進める。また、新たな不登校状況を作らないために以下のことに留意する。

- ①日常的な児童の状況把握と適切な指導助言（Ｑ－Ｕテストの活用）
- ②学年会での情報の共有
- ③積極的な家庭訪問、面談の実施（家庭との連携）
- ④管理職、生活指導主任への報告
- ⑤タブレットＰＣを活用した授業参加、相談体制の確保。

また、各学級担任は児童の出欠席状況、対応記録を記録し、引き継ぎ資料の作成に努める。

（２）保護者の心情に寄り添った相談

- ・不登校傾向に陥った児童の保護者の心情にしっかりと寄り添った相談体制を心掛ける。必要に応じて、学年主任、スクールカウンセラー、生活指導主任、管理職等が同席した面談を行い、家庭のバックアップ体制を心掛ける。

視点3 SNSトラブル等への対応

取組指標	① SNSに関する指導の計画的実施。 ② 保護者と連携したタブレットPCの適切な利活用	数値目標	① 携帯電話等の使い方について家の人との約束を守っている児童（肯定率80%以上） ② ネットトラブル問題の100%解決
------	--	------	--

（1）SNSに関する適切な指導の実施

- ・ SNS東京ルールに基づき、SNS東京ノートや動画資料を活用し、SNSの適切な使い方や情報モラルの指導を行う。指導内容・計画については情報担当、生活指導で検討し、5月までに提案できるように準備する。

（2）家庭との連携体制の確立

- ・ 保護者による家庭でのタブレット点検を定期的の実施し、適切な教育的利活用が維持できるようにする。方法や内容については情報担当で検討し、6月から実施できるようにする。

視点4 その他の生活指導に関わる内容

（1）行き届いた清掃活動

- ・ 学校環境を適切に維持し、清潔な状況を保つ。特に、各教室での清掃活動を徹底し、美しい教室環境を作り出したい。学びの場はそれにふさわしい整然とした場所でなければならない。美しい教室、校舎内外環境を全教職員で作出し、落ち着いた子供たちの学校生活につなげる。清掃方法については生活指導部が全校で共通した方法を提示し、指導にあたる。また、定期的に清掃用具を点検し補充、交換などを適宜行う。今後、コロナの状況に応じて、清掃方法の見直しを生活指導部で行う。（年間を通じて検討する。今年度は実施できない状況もある。）

（2）あいさつ・返事

- ・ 人間関係づくりの基本となる挨拶と返事の徹底を図る。『オアシス・サ』『ハイ○○です。ます。』を定着させる。高学年においては会釈ができるようにする。教職員も自ら、学校内外での挨拶を率先して行う。来客に対するあいさつの仕方についても具体的な場面を挙げて必ず各学級で指導する。登校時等に子供たちが挨拶をすすんでできる機会を設定していく。実施にあたっては生活指導部や児童会等でその計画を立て、子供たちにその意義を十分に理解できるようにする。あいさつを行う際の基本ルールは「先言後礼」とし全学年・学級で徹底を図る。

また、全校表彰をされる際の返事の指導をしっかりと行う。気持ちの良い返事ができるように日常的な指導を心掛ける。

（3）人権を大切にしたい美しい言葉遣い

- ・ 校内環境のみにとどまらず、子供たちの心を豊かに育てる美しい言葉遣いの指導を充実させる。基本にあるのは人権を大切にする思いである。子供たちのかかわりの中で不適切な言動はその場で正し、美しい言葉遣いを教えていきたい。また、児童の人格を大切に、呼び捨て、愛称、あだ名では呼ばない。基本的に「さん」呼称を行う。当然のことながら我々教職員も人権を大切にしたい言葉遣いを心がける。不適切な指導ととられかねない言葉遣いを厳禁とする。さらに、教室に掲示する掲示物の内容表記についても適切な言語表現がされていることを確認する。

(4) 問題行動に対する組織的な対応

- ・問題行動に関しては個々の教職員の力によってのみ解決するのではなく、必ず学年、生活指導部等のチームで対応することを原則とする。従って、職員打ち合わせ時の情報共有の時間を大切にする。どのような案件があり、原因、現時点での対応方法、解決の見通し、有効な方策等について焦点を絞って簡潔に説明する。なお、指導記録（様式は生活指導主幹が作成）に関しては学校ファイルサーバにあるものを使用し、データにて指導状況を記録する。その上で文書決裁ルートを取り、金庫内ファイルに紙ベースのものは保存。データは指定のフォルダに保存する。

(5) 規範意識の充実と船堀小学習スタンダードの実施

- ・落ち着いた学びは学力の向上につながり、既習事項の定着率を高める。また主体的な学びや協働的な学びの基礎・基本となる。どの学級でも1学期の早いうちに学習規律を徹底させ指導効果を上げていける基礎づくりを行う。この際「船堀小学習スタンダード」を確実に実施し、全教職員が行動の方向性を揃え、効果的に規範意識の向上に努める。

(6) 対処から未然防止へ

- ・事が起きてから対処策を提示し、改善を図る生活指導が為されることがある。これも大切なことではあるが、今後は未然防止の生活指導を心掛ける。場面を想定し、前もってその対策を講じておくことで防ぐことのできる事例は多く存在する。過去の事例を参考にしつつ、日常的に全教職員が場面想定力を高めるよう努める。

6 研修の充実

教員にとって研究と修養はその生涯にわたって継続的に行われるべきものであり、教師としての魅力を磨くうえで欠かすことのできないものである。職場の多忙感を感じる教員も多く報告されているが、我々は多くの時間をここに割いていくことが最も重要であることを再認識したい。研修は各教員のライフステージに応じたものがあり、自ら求めてその時期に必要な研鑽を重ねることをお願いしたい。今年度は各種研修を以下のように位置付け、実施していく。

- (1) 校内研究…全教職員の協働的な課題解決に基づく新たな教育の創造
- (2) O J T 研修…教師としての資質・能力を向上させていくための身近な研修。
- (3) 初任者研修…指導教員を中心としたスタート研修
- (4) 校内若手教師道場…参加任意の研修会…講師は校長が募集する。
- (5) 悉皆校内研修…特別支援教育研修、読書科指導法研修、生活指導研修、服務事故防止研修
体育実技研修、I C T 研修等

学年会・各種会議のもち方について

- ・学年会、各種分掌会議は実務的O J Tの宝庫である。しかしながら、焦点を絞った話し合いを計画的に行わなければ時間の浪費に過ぎない、「働き方改革」が叫ばれる中、これまで同様の会議を行っていたのでは時代錯誤も甚だしい。各種会議を行う前に各担当主任は必ず、議題整理を行う。会議時間は45分までを目安とし、それ以上の話し合いは行わないように心がける。ここで主任としての能力を問われる。会議開催前に文書起案を計画的に実施し、情報の共有、理解、修正を行ったうえで必要に応じて会議を設定する。また、基本的には休憩時間、勤務時間終了後の会議設定はしてはならない。

7 教職員の働き方改革 区重点事業7

近年の学校における教員の長時間労働は社会的な問題となっている。都並びに区教育委員会は教員の働き方のガイドラインの中で「月における時間外勤務時間の上限を45時間」と設定しており、各地区、各校における働き方改革の推進プラン策定を義務付けている。本区でも一昨年度より、スクールサポートスタッフ（以下SSS）や副校長補佐の任用、長期休業中の閉庁期間設定、事務職員の職務内容の見直し、一部業務の教育委員会への移譲等を実施して区としての働き方改革を推進してきた。この働き方改革の本丸は、従来教員でなければならない教育業務に専念し、教員自身のQOLの向上や子供たちの学力向上を図っていくことにあることを忘れてはならない。時間短縮は物理的に必要な要素ではあるが、仕事の質を向上させることを我々の使命と心得ておきたい。また、区としては令和5年度スタートを目途に学校徴収金の公会計化を目指し、制度設計を行っている。

取組指標	①SSS の導入と活用 ②一斉退勤日の設定 ③出退勤管理システム活用 ④進行管理の徹底 ⑤ペーパーレス化推進	数値目標	①月あたりの時間外勤務45時間以内の全員達成。 ②ストレスチェック結果におけるストレス度の前年度数値以上の達成 (③紙資源使用量の前年度比20%減)
------	--	------	--

(1) SSSの導入と活用

スクールサポートスタッフは教員が本来時間をかけるべきことに重点的に時間を配分できるように配置された職である。この職を活用せずに必要以上に時間外勤務を行うことは避ける。既成概念を崩し、積極的にSSSの活用をはかるものとする。月の時間外勤務が2月以上45時間を超える職員はSSS活用計画を管理職と共に作成し、勤務時間の短縮を目指すようにする。

(2) 一斉勤務日の設定

近年、区内小学校では一斉勤務日を設定し、教職員の働き方改革を推進している。一斉退勤日を設定するということは、職務に充てる時間を限定することになる。一斉退勤日を設定することにより休日出勤が増加したり、その他の日の時間外勤務が増大したりすることは本末転倒である。自分自身の職務遂行の特性を十分理解し、定められた時間内で遂行できる能力を一人一人が高めていくことが重要である。今年度は年間の繁忙状況に応じて、学期ごとに一斉退勤日を指定する。一斉退勤日は原則毎回月曜日として設定し、この日は17時以降学校に残ることがないようにする。各自、時間管理を意識して勤務管理を行う。

(3) 出退勤システム活用

学校LANカードによる出退勤時刻の管理は管理職の職務であるとともに、教職員自身が自らの勤務時間管理に意識を向けることに意味がある。常に時間外勤務の累計に気を配り、適切にセルフコントロールができるように活用していく。また、働き方改革のガイドラインでは自己研鑽のための時間は時間外勤務に含まないこととしている。

(4) 進行管理の徹底

校務分掌分担にかかる時間を短時間で済むように、各分掌主任は職務分担を考え、常に進行管理していく。いつ、だれが、どの程度、どのように、等想定した進行管理表を各主任は意識をした職務を行い、目標管理を含めた職務推進ができることを今年度の目標とする。

(5) ペーパーレス化推進

校内文書は基本とし、プリントアウトする文書を極力減じていく。また、各種アンケート調査は、Microsoft 社 forms、等のインターネットアンケートを取り入れ、集計や考察を効率的に行うものとする。特に行事の職員反省は紙ベースでの作成を厳禁とする。また、職員会議文書もペーパーレスとして会議を実施する。

児童への意識調査もできる限り、ICT 機器や環境を活用したデータ収集を行うものとする。加えて、家庭向けの各種たよりについてもペーパーレスを積極的に推進していく。また、SDG'sの視点からも環境問題につながる紙の利用については十分な配慮を行う必要がある。児童向けのプリント類はタブレット端末の利用にシフトをさせていき、無駄に印刷物を出さないように心がける。また、校務で使用する場合は必ず、両面印刷を基本とするともに裏紙の再利用を行うものとする。裏が白地の用紙が校内で回ることの無いように心がける。